

即時抗告申立書

平成31年 3月29日

広島高等裁判所 御中

抗告人ら代理人弁護士 中 村



同 河 合 弘



ほか

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり。

仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

上記当事者間の山口地方裁判所岩国支部平成29年(ヨ)第5号伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成31年3月15日に下した仮処分命令却下決定に対し、即時抗告の申立てをする。

第1 原決定の表示

- 1 債権者らの申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。

第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方は、愛媛県西宇和郡伊方町字コチワキ3番耕地40番地3

において、伊方発電所3号機の原子炉を運転してはならない。

3 申立費用は、第一審及び抗告審を通じて、相手方の負担とする。
との裁判を求める。

第3 抗告の理由

追って抗告理由書を提出する。